第百十二条第七項第四号中「合併等事業が当該適格合併等に係る合併法人等と被合併法人等との間に特定資本関係が生じた」を「合併事業が当該適格合併に係る合併法人と被合併法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に、「合併法人等が」を「合併法人が」に、「適格合併等の直前」を「適格合併の直前」に、「直前適格合併等を行い、かつ、当該直前適格合併等」を「当該合併法人を合併法人等とする適格合併等」に、「合併等事業の」を「合併事業の」に、「直前適格合併等の」を「適格合併等の」に、「合併法人等特定資本関係発生時」を「合併法人支配関係発生時」に、「前号」を「第二号」に改め、同項第五号中「適格合併等」を「適格合併」に、「被合併法人等」を「被合併法人」に、「合併法人等と特定資本関係が生じた日前（当該特定資本関係」を「合併法人と最後に支配関係があることとなつた日前（当該支配関係」に、「当該合併法人等」を「当該合併法人」に、「当該特定資本関係が生じた」を「当該最後に支配関係があることとなつた」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第五十七条第三項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　法第五十七条第三項に規定する被合併法人等と同項に規定する内国法人との間に当該内国法人の同項に規定する適格合併の日の属する事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合には、当該適格合併の日）の五年前の日又は同項に規定する残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の五年前の日（次号において「五年前の日」という。）から継続して支配関係がある場合

二　法第五十七条第三項に規定する被合併法人等又は同項に規定する内国法人が五年前の日後に設立された法人である場合（次に掲げる場合を除く。）であつて当該被合併法人等と当該内国法人との間に当該被合併法人等の設立の日又は当該内国法人の設立のいずれか遅い日から継続して支配関係があるとき。

イ　法第五十七条第三項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日以前に、当該内国法人との間に支配関係がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併で、当該被合併法人等を設立するもの又は当該内国法人と当該他の内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後に設立された当該被合併法人等を合併法人とするものが行われていた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）

ロ　法第五十七条第三項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日以前に、当該内国法人と他の内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後に設立された当該被合併法人等との間に同条第二項に規定する完全支配関係がある当該他の内国法人（当該内国法人との間に支配関係があるものに限る。）で当該被合併法人等が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定していた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）

ハ　法第五十七条第三項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日以前に、当該被合併法人等との間に支配関係がある他の法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とする同条第四項に規定する適格組織再編成等で、当該内国法人を設立するもの又は当該被合併法人等と当該他の法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後に設立された当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人とするものが行われていた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）

第百十二条第八項中「同項の適格合併等に係る被合併法人等」を「同項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）」に、「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に改め、同項第一号中「第六項」を「第五項」に、「同条第五項又は第九項」を「同条第四項又は第八項」に、「特定資本関係が生じた」を「最後に支配関係があることとなつた」に改め、「（同条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同項第二号中「第五十七条第五項又は第九項」を「第五十七条第四項又は第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6　第四項の規定は、法第五十七条第四項に規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「第五十七条第三項に規定する被合併法人等」とあるのは「第五十七条第四項に規定する内国法人」と、「内国法人との間に当該内国法人の」とあるのは「支配関係法人との間に」と、「適格合併の日の属する事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合には、当該適格合併の日）の五年前の日又は同項に規定する残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日」とあるのは「組織再編成事業年度開始の日」と、同項第二号中「第五十七条第三項に規定する被合併法人等」とあるのは「第五十七条第四項に規定する内国法人」と、「内国法人が」とあるのは「支配関係法人が」と、「当該被合併法人等」とあるのは「当該内国法人」と、「当該内国法人」とあるのは「当該支配関係法人」と、「第五十七条第三項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日以前」とあるのは「第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等の日以前（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日前）」と読み替えるものとする。

7　第三項の規定は、法第五十七条第四項に規定する政令で定める適格組織再編成等について準用する。この場合において、第三項中「適格合併のうち」とあるのは「同条第四項に規定する適格組織再編成等（適格現物分配を除く。以下この項において同じ。）のうち」と、同項第一号中「適格合併に係る被合併法人」とあるのは「適格合併（当該適格組織再編成等が適格合併に該当しない合併、適格分割又は適格現物出資である場合には、当該合併、適格分割又は適格現物出資である場合において同じ。）に係る被合併法人（当該適格組織再編成等が適格分割又は適格現物出資である場合には、分割法人又は現物出資法人。以下この項において同じ。）」と、「事業をいい。以下」とあるのは「事業をいい、当該適格組織再編成等が適格分割又は適格現物出資である場合には当該分割法人の当該適格組織再編成等に係る法第二条第十二号の十一ロ(1)（定義）に規定する分割事業又は当該現物出資法人の当該適格組織再編成等に係る同条第十二号の十四ロ(1)に規定する現物出資事業とする。以下」と、「合併法人（当該合併法人」とあるのは「合併法人（当該適格組織再編成等が適格分割又は適格現物出資である場合には当該分割法人、分割承継法人又は被現物出資法人とし、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」と、同項第二号中「規模」とあるのは「規模（適格分割又は適格現物出資にあつては、被合併事業と合併事業のそれぞれの売上金額、当該被合併事業とそれぞれの従業者の数又はこれらに準ずるものの規模）」と、同項第五号中「特定役員（社長」とあるのは「特定役員等（合併にあつては社長」と、「者をいう。以下この号において同じ。）」とあるのは「者（以下この号において「特定役員」という。）をいい、適格分割又は適格現物出資にあつては役員又は当該これらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。）」と読み替えるものとする。

8　第五項の規定は、法第五十七条第四項第二号に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第五項中「同項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同号」とあるのは「同条第四項に規定する適格組織再編成等（以下この項において「適格組織再編成等」という。）に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人となる内国法人の同条第四項第二号」と、同項第一号中「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」と、「被合併法人等が」とあるのは「内国法人が」と、「第五十七条第三項第一号に規定する」とあるのは「第五十七条第四項第一号の」と、同項第二号中「被合併法人等に」とあるのは「内国法人に」と読み替えるものとする。

第百十二条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に、「以下この条」を「以下この項」に、「同項に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度又は同項」を「同条第五項」に、「これらの」を「当該」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。